

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ゆうしゃいん庄原

重要事項説明書

社会福祉法人 優輝福社会

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ゆうしゃいん庄原

重要事項説明書

< 令和6年 4月 1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0824-75-0310 (午前8時30分～午後5時まで)
担当 係長 片原 陽一
* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 施設の目的と運営方針

施設の目的	<p>この施設は…人間としての尊厳を確保し、豊かでやすらぎのもてる場として、入所者・利用者が安心して生活できるように努める。</p> <p>(1) 社会福祉基礎構造改革(社会福祉事業法等改正)にあたり、意識改革のための研鑽と、関係機関情報の共有につとめ、組織の充実を図る。</p> <p>(2) 老人福祉施設としての役割の認識を深め、福祉施設としての社会的認知と位置づけの確立により、高齢者及びその家族の選択と要望に応える施設経営をめざす。</p> <p>(3) 高齢者の生活を人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な施設運営に努めるとともに、一人ひとりの意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努める。</p> <p>(4) 地域社会の一員としての自覚のもとに、保健・医療等関連分野との連携を密にし、地域福祉の向上に努めるとともに、入所者・利用者の健康管理と事故防止に配慮する。</p> <p>(5) 介護保険制度下において経営の安定は特に重要な課題であり、経営感覚の徹底を図る。</p>
運営方針	<p>1. 当施設にあたっては…老人の人権を尊重し、老人の立場になって考えることを基本に、要求充足のための諸サービスを提供し、日常処遇にあたっては、受容と共感的理解の態度で接し、家庭的な生活の場としての環境づくりと生きがいの援助及び生理的、精神的ニーズに対応するよう努める。また職員は迅速、明朗親切をモットーに常に創意工夫と学習や研修により専門職としての知識の向上を図り、地域交流においては、在宅サービスの推進に努めるため施設機能のもてる力量を十分地域に広め、すべての人間が生きることへの喜びと、明日への希望がもてるよう援助し、健康で明るく楽しいゆうしゃいん庄原づくりをめざす。</p> <p>施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅に於ける生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅に於ける生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットに於いて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。</p> <p>2. 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3. 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。</p> <p>4. 当社は、利用者が介護サービスを利用するときに介護サービス事業所・施設を比較検討して選んで頂けるための情報を公表しております。</p>

3. サテライト型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ゆうしゃいん庄原の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	サテライト型地域密着型小規模特別養護老人ホーム ゆうしゃいん庄原
所在地	広島県庄原市宮内町美湯6353番1
介護保険指定番号	3492100098

(2) 同施設の職員体制

令和6年4月1日現在

	常勤	非常勤	備考
施設長	1名	0名	本体と兼務
生活相談員	1名	0名	本体施設に配置
介護職員	常勤換算13以上【うち常勤専従5名以上(看護師2以上、介護職員3以上)】		
看護職員			

上記人員体制は、人員配置基準I型(利用者:職員 3:1以上)、夜間条件基準型、重度化対応、個別機能訓練、看取り介護加算の体制とします。

(3) 本体施設と一体管理

令和6年4月1日現在

	常勤	非常勤	備考
介護支援専門員	1名	0名	
機能訓練指導員	1名	0名	
管理栄養士	1名	0名	
調理員	0名	1名	

(4) 同施設の設備の概要

定員		22名	
居室	個室	22室	1室(14.35㎡)同8室
			1室(13.84㎡)同2室
			1室(14.61㎡)同7室
			1室(16.41㎡)同2室
			1室(14.22㎡)
			1室(15.42㎡)
			1室(15.81㎡)
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります	
調理室		1室	41.51㎡
医務室		1室	18.15㎡
共同生活室		2室	145.39㎡ 122.40㎡
宿直室		1室	6.88㎡
談話スペース		1室	6.64㎡
事務室		1室	14.25㎡(共用)
相談室		1室	13.50㎡(共用)

4. サービス内容

サービスの種別	食事時間	自己負担額
食事	朝食 7時30分～8時30分まで	食費については給付対象外となります。
	昼食 12時～13時まで	
	夕食 18時～19時まで	
	食事場所	
	入居者の心身の状況に応じて選ぶことが出来ます。（食堂、居室、笑ルーム等）また、できるだけ離床して食事を楽しんでいただけるよう支援します。	
	献立表は、笑ルーム白板に記載します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	
	お茶または白湯の給湯はワーカールームにていつでも提供しております。	
	ユニットは、栄養並びに入居者の心身の状況及び思考を考慮した食事を提供します。	
	ユニットは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な時間を確保します。	
	ユニットは、入居者の生活の習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立した食事を取ることができるよう必要な時間を確保します。	
ユニットは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者の共同生活室で食事を摂ることを支援します。		
口腔衛生	口腔衛生介助は、毎食後実施します。ご入居者の状態にあわせて、歯磨き、うがい、ガーゼによる口腔内の拭き取り、義歯の洗浄などを援助します。口腔衛生は、ご利用者の健康増進・維持に不可欠であるため、外来の歯科医師お呼び歯科衛生士の協力を得て、ご利用者の口腔衛生介助の充実を図ります。	介護保険負担割合証に応じて、お支払いいただきます。
排泄	入居者の心身の状況に応じて、できる限り自立した排泄が可能になるようお手伝いをします。	
入浴・清拭	入浴日 特浴（毎日）一般浴（毎日）	
	入浴回数 週2回	
	入浴時間 9時30分～17時00分 清拭は入浴日以外は毎日、入浴日でも入浴されない方はタオルで体をおふきします。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
寝具の消毒	寝具の消毒は必要に応じて行います。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練を入居者の状況にあわせて行います。	
健康管理	当施設の医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でも心配のときはいつでも診察しますのでお申し付けください。	
	外部の医療機関に通院する場合はできる限り介添えにご協力します。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	
移送サービス	入退所及び入退院・通院のための送迎を適宜行います。	

5. 利用料金（契約書別紙と同様を記載）

【利用料その他の費用】

(1) 法定料金

*ユニット型個室

	費用総額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	6,820円	682円	1,364円	2,046円
要介護2	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護3	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	9,710円	971円	1,942円	2,913円

*加算

	費用総額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
退所時情報提供加算	2,500円	250円	500円	750円
協力医療機関連携加算 2	50円	5円	10円	15円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円	10円	20円	30円
看護体制加算Ⅰイ	120円	12円	24円	36円
看護体制加算Ⅱイ	230円	23円	46円	69円
サービス提供体制加算Ⅲ	60円	6円	12円	18円
初期加算(入所後30日以内)	300円	30円	60円	90円
看取り介護加算Ⅰ	死亡日に施設以外で見取りを行った場合			
(死亡日以前4～30日)	1,440円	144円	288円	432円
(死亡日以前2日又は3日)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
(死亡日)	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
看取り介護加算Ⅱ	施設内で見取りを行った場合			
(死亡日以前4～30日)	1,440円	144円	288円	432円
(死亡日以前2日又は3日)	7,800円	780円	1,560円	2,340円
(死亡日)	15,800円	1,580円	3,160円	4,740円
外泊時費用	2,460円	246円	492円	738円
安全対策体制加算	200円	20円	40円	60円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円	50円	100円	150円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	ひと月+所定単位数×83/1000			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	ひと月+所定単位数×23/1000			
介護職員等ベースアップ等支援加算	ひと月+所定単位数×16/1000			

(2) 介護保険給付外（個人負担額）

① 居住費（ユニット型個室）1日あたり

基準費用額	2,006円
利用者負担第1段階	820円
利用者負担第2段階	820円
利用者負担第3段階	1,310円

② 食費 1日あたり

基準費用額	1,445円
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	390円
利用者負担第3段階①	650円
利用者負担第3段階②	1,360円

③ 金銭管理のサービス費 1,000円

④ 入所者が設定する特別な食事の提供を行な

必要となる費用 実費

⑤ 理美容代

実費

⑥ クリーニング代

実費

⑦ その他地域密着型介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係るもの 実費

(事務手数料) ったことに伴い

(3) 支払方法

前記(1)及び(2)の利用料等は、1か月ごとに計算して請求させていただきます。ただし、1か月満たない場合期間の利用料については、利用日数に応じた金額とします。

利用者は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

- ア. 事業者が別途指定する金融機関の口座開設による引落とし
- イ. 事業者の指定する金融口座への振込み

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう相当期間を定め催告したにもかかわらず支払われない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
- ・ お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年2回 現任者を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	緊急時やむを得ない場合を除く
その他		

(2) 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 6時～21時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 飲酒は医師が制限された方を除き、相談に応じます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	入所時に所持品のチェックをさせていただき、管理をします。
現金等の管理	申出により管理します。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

8. 事故発生時の対応について

1. 当施設は、万全の体制で指定サービスの提供に当たりますが、万一、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村等に連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。
2. 当施設の責に記すべき事由により利用者の生命・身体、財産等に損害を与えた場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。その為に損害保険を付保します。
但し、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。また、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

9. 終末のお世話について

当施設では、一般病院や老人保健施設と違い、医師が常駐しておりません。この為、緊急時に医師が立ち会えない場合があります。また高度な医療行為は行えないため、必要以上の延命措置はできません。ご本人の状態に変化があればその都度ご家族の方にお知らせ致しますが、その時々々の状態で、当施設の医療行為の限界を超えた場合や入院治療が望ましいと思われる場合は、ご本人やご家族の意思を尊重した上で他の医療機関へ入院して頂いております。

しかし、ご本人とご家族のご希望があれば当施設で心安らかな死を迎えられるように最善を尽くさせて頂きます。

- ・ご家族の方々がご本人を看取られる場合には、十分ではありませんが、個室をご用意致しますのでご利用下さい。
- ・また、終末のお世話をご家族の手で、そしてご自宅で看取られたいとお考えの方は、医師と相談の上、ご自宅まで送迎もさせて頂きますので、当施設までご相談下さい。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	庄原市国民健康保険総領診療所
院長名	濱崎 政宏
所在地	広島県庄原市総領町下領家71番地
電話番号	(0824) 88-2611
診療科	内科
入院設備	無

11. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

12. 非常災害対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設ゆうしゃいん庄原消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	消防署と、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設ゆうしゃいん庄原消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー…有 避難階段…無 自動火災報知器…有 誘導灯…有(24箇所) ガス漏れ報知器…有 防火扉・シャッター…無 屋内消火栓…有 非常通報装置…有 漏電火災報知器…有 非常用電源…有 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	備北地区消防組合庄原消防署出張所への届出日 2017年12月1日 防火管理者 佐々木 諭

13. サービス内容に関する相談・苦情・虐待

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱（玄関に設置）での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

- 苦情・虐待受付 窓口担当者 係長 片原 陽一 電話番号(0824)-75-0310
FAX番号(0824)-73-1050
- 安全対策 担当者 係長 片原 陽一 電話番号(0824)-75-0310
FAX番号(0824)-73-1050
- 第三者委員 上杉千恵美 電話番号(0824-73-0559) 歌手
奥 易之 電話番号(0824-88-2548) 無職
宮崎 文隆 電話番号(0824-66-2317) 団体役員

公的機関においても、次の機関に苦情及び虐待の申し出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	
①庄原市 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 庄原市中本町一丁目10-1 電話番号 (0824)-73-1167 FAX番号 (0824)-72-3322 対応時間 8時30分～17時15分
②三次市 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 三次市十日市中二丁目8-1 電話番号 (0824)-62-6145 FAX番号 (0824)-62-6285 対応時間 8時30分～17時15分
③府中市 介護保険課 介護福祉係	所在地 府中市広谷町919-3 電話番号 (0847)-40-0222 FAX番号 (0847)-45-5522 対応時間 8時30分～17時15分
広島県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 (082)-554-0783 FAX番号 (082)-511-9126 対応時間 8時30分～17時30分

(2) 処理体制及び手順

1. 苦情があった場合は、直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅に訪問するなどして、事情を聞き、苦情の内容を確認します。
2. 担当者は苦情内容を正確に管理者に報告します。
3. 管理者は、担当者及び他の従業員を加え苦情処理に向けた検討を行い、その結果を基に具体的な対応を指示します。
4. 管理者は、利用者とはよく話し合い苦情解決に努め、今後の再発防止に向け、必要な措置を講じます。
5. 苦情処理の経過及び結果について台帳に記録し、再発防止に役立ちます。

(3) その他参考事項

1. 管理者は、利用者からの苦情に対し、必要があるときには市町村に連絡をします。
2. 管理者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力し、また、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行います。
3. 普段から利用者からの苦情が出ないようサービス提供を心がけます。

14. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

15. 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人優輝福社会
代表者役職・氏名 理事長 森重 利夫
本部所在地 広島県三次市吉舎町吉舎606番地
電話番号 0824-43-3121

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (チ) 相談支援事業の経営

(3) その他これに付随する業務

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1カ所
	短期入所生活介護	2カ所
	通所介護・介護予防通所介護	4カ所
	訪問介護・介護予防訪問介護	1カ所
	居宅介護支援事業者	1カ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	6カ所
	障害者支援施設	1カ所
	障害者多機能型事業所	2カ所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 社会福祉法人 優輝福社会
事業者住所 広島県三次市吉舎町吉舎606番地
事業所名 地域密着型小規模特別養護老人ホームゆうしゃいん庄原
代表者氏名 理事長 森重 利夫 印

説明者

所 属
氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所
氏 名 印

(代理人)

住 所
氏 名 印 続柄 ()